

益田市立図書館雑誌スポンサー制度について

1. 雑誌スポンサー制度とは

当市の市立図書館に新たな資料を確保し、利用者への図書館サービスの向上を図るため、法人その他の団体（以下「広告主」という。）に図書館に配架する雑誌のカバーを広告媒体として提供し、広告掲載による事業推進等を図るかわりに、当該雑誌の購入代金を負担していただく制度です。

2. 雑誌スポンサー制度の流れ

- (1) 広告主は、雑誌スポンサーとなるべく手続として、図書館が作成した購入頂きたい「雑誌リスト」から提供雑誌を選び、掲出したい広告(案)とともに所定の事項を各申請書に記入して申込む。なお、雑誌は、複数選択することもできる。(選択数に制限はない。)
- (2) 上記により申込まれた内容を図書館長が審査し、適正と判断された場合において、書面を持って通知を行う。
- (3) 上記の通知が届いた後、広告主は、提供する雑誌を購入する書店に雑誌購入代金を支払い、書店から図書館へ雑誌を届けて頂きます。
- (4) 図書館において、届いた雑誌に広告等載せてカバーを取り付ける。
- (5) 図書館の雑誌コーナーに配架して利用に供す。

3. 広告の規格・表示方法

- (1) 広告主名の表示 カバー表面に表示（下記のとおり）
表示の大きさ 縦 4 cm 横 13 cm 以内
表示の位置 底辺より 4 cm 以上上部の中央
広告主名の下段に『この雑誌は、雑誌スポンサー制度により提供されています』と表記を入れること。
- (2) 広告の掲載 規格は、A4サイズまでとし、掲示用ポケットに挿入する。
承認番号欄として、広告の右上に縦 1 cm、横 4 cm の枠を設けること。
- (3) そ の 他 広告掲載期間は、雑誌の提供期間とする。
広告 は 広告主 が 作成 する。

